

行政からの報告

令和5年11月1日

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

中谷 育夫

【本日まで説明する内容】

- 1. 運輸安全マネジメント制度とその現状**
- 2. 運輸審議会答申（令和5年3月）を踏まえた取組**

1. 運輸安全マネジメント制度とその現状 ～運輸安全マネジメント制度の経緯～

平成17年にヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発

鉄道

- 3月 東武鉄道伊勢崎線踏切障害事故 (死者2名、負傷者2名)
- 4月 JR西日本福知山線脱線事故 (死者107名、負傷者549名)



自動車

- 4月 近鉄バス転覆事故 (死者3名、負傷者20名)
- 大川運輸踏切衝突事故 (スーパーひたちと衝突)



海運

- 5月 九州商船フェリーなるしお防波堤定衝突
- 6月 知床半島観光周遊船乗揚



航空

- 1月 JAL新千歳空港における管制指示違反
- 3月 JAL客室乗務員の非常口扉の操作忘れ
- 4月 ANK小松飛行場における管制指示違反



(JR西日本 安全性向上計画)

- **安全最優先の意識**が組織の隅々まで浸透するに至らなかった。
- 本社と現場との**双方向のコミュニケーション**がほとんど行われていなかった。

(JAL「事業改善命令」「警告」に対する改善措置について)

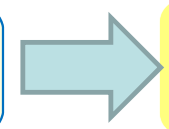
- **安全が最優先**であることを浸透させる経営の取組が不十分。
- 経営と現場との距離感及び**部門間の意思疎通**の不足。
- 現場に対する経営トップの**双方向コミュニケーション**が不十分。

平成17年6月14日 第1回**公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会**開催 (事務次官主催・関係局長等及び民間有識者で構成)

平成17年8月4日 公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会中間とりまとめ

- **事業者による安全マネジメント態勢の構築が必要**
- **国による安全マネジメント態勢の評価が必要**

- 平成18年3月31日 **運輸安全一括法の公布**
- 平成18年度 **大臣官房新組織設置**



**平成18年10月1日～
運輸安全マネジメント制度の開始**

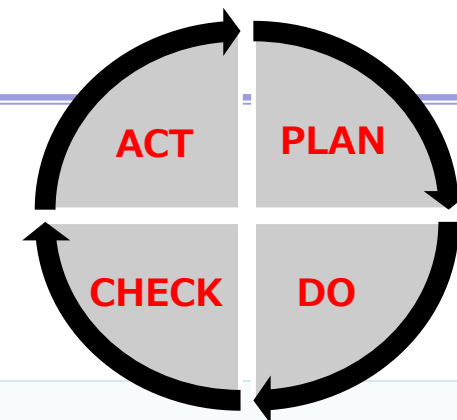


1. 運輸安全マネジメント制度とその現状 ～運輸安全マネジメント制度とは～

運輸安全マネジメント制度の内容

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、以下の義務づけ
 - ① **安全管理規程の作成**
 - ② **安全統括管理者（役員以上）の選任**
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、**自主的な安全管理体制を構築・運営**



<安全管理体制の主な内容>

- ①経営トップの責務、②安全方針の策定・周知、③安全重点施策の策定・見直し、④安全統括管理者の責務、⑤要員の責任・権限、⑥情報伝達・コミュニケーション、⑦事故・ヒヤリハット情報等の収集・活用、⑧重大な事故等への備え、⑨関係法令等の遵守、⑩教育・訓練の実施、⑪内部監査の実施、⑫マネジメントレビューの実施と継続的改善、⑬文書の作成・管理、⑭記録の作成・維持 の**全14項目**にわたる。

評価 啓発

国土交通省

- ◆ **運輸安全マネジメント評価**
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ **セミナー、シンポジウムの実施**
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

1. 運輸安全マネジメント制度とその現状 ～各交通モードの運輸安全マネジメント評価対象事業者数一覧～

すべての運輸事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

【参考：鉄道事業法第18条の2、道路運送法第22条、海上運送法第10条の2、航空法第103条等】

各モード合計
(11,114者)

鉄道モード
(732者)

自動車モード
(4,180者)

海運モード
(6,135者)

航空モード
(67者)

鉄軌道
JR7者 大手民鉄16者 公営地下鉄等9者 計32者
準大手民鉄5者 その他の鉄軌道事業者179者 計184者
索道
516者

バス	タクシー	トラック	合計
保有車両 200両以上 100者	保有車両 200両以上 83者	保有車両 200両以上 408者	4,180者
保有車両 200両未満 【貸切バス】 3,589者	200両未満 約16,600者	200両未満 約62,100者	〔薄色部分合計〕 約80,900者
	保有車両200両未満 【乗合バス】約2,200者		

本省評価(より高い安全性が求められる事業者)47者 地方局評価598者 計645者
うち小型旅客船事業者236者
安全確認・指導対象事業者5,490者

本邦航空運送事業者67者

令和9年度末までの5年間に、すべての小型旅客船事業者に対して評価を実施

【凡例】

- 安全管理規程の義務付け
- 安全マネジメントに関する指針(告示)が適用

(※鉄道モードは令和2年度時点、海運モードは令和3年度時点、航空モードは令和4年度時点)
 (※自動車モードは、令和3年度時点、義務付け対象外の事業者総数は令和元年度時点)
 (※海運モードの「より高い安全性が求められる事業者」：長距離フェリー、危険物運搬船等)

1. 運輸安全マネジメント制度とその現状 ～運輸安全マネジメント制度における普及・啓発～

運輸安全マネジメントに関する優良事業者等表彰式

- 運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を強力に支援するため、運輸事業者の取組に対するインセンティブとして国土交通大臣表彰を平成29年度から実施。
- 表彰候補者の選出方法は本省・運輸局職員からの推薦に加え、令和5年度より公募（自薦・他薦問わない）を追加。

【令和5年度】

- 国土交通大臣表彰
・近畿日本鉄道株式会社
- 危機管理・運輸安全政策審議官表彰
・沖縄都市モノレール株式会社
・東尋坊観光遊覧船株式会社



表彰式の様子(令和4年度)

安全統括管理者会議(安統管フォーラム)

- 同業他社あるいは交通モードの垣根を越えて、安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるため、「横の連携」の場づくりを目指すもの。

【令和4年度】

日時: 令和4年11月22日(火)

場所: 霞ヶ関合同庁舎3号館

10階共用会議室

出席者数: 44名(内、随行者9名)

グループディスカッション(参加者及びテーマは公募により決定)

～実施テーマ～

- ・安全意識の浸透・実践できる環境づくり
- ・人材育成・技術継承における課題と対応
- ・安全確保のために経営として考える自然災害への備え



運輸事業の安全に関するシンポジウム

- 運輸事業の安全確保に関する意識向上を図り、安全に関する取組を推進する場として、また、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着に向けた取組の一環として平成18年度から毎年開催。

【令和5年度】

日時: 令和5年11月1日(水)13:00～15:00

開催方法: オンライン

出席者数: 運輸事業者等(オンライン: 約1,000名)

主催者挨拶: 国土交通審議官 水嶋 智

プログラム: 運輸安全マネジメントに関する優良事業者等表彰式

行政からの報告

運輸事業者等からの取組報告

・株式会社 アズーロジャパン

・一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会



講演の様子(令和4年度)

運輸安全マネジメントセミナー

- 運輸安全マネジメント制度の理解を深めるために、運輸事業者において安全担当部署に所属される方を対象に開催。

【開催するセミナー】

[1] ガイドラインセミナー

安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を解説

[2] 内部監査セミナー

内部監査を実施するための知見・手順や民間の専門機関等の活用について解説

[3] リスク管理セミナー

事故の再発防止等に関する「リスク管理」に係る情報の収集、分類、分析方法から分析結果を活用する手法を解説

[4] リスク感受性向上セミナー

現場に存在する具体的な安全上のリスクを示しながら解説し、参加者が自ら考える参加型研修



1. 運輸安全マネジメント制度とその現状 ～運輸安全マネジメント制度に関する実績～

運輸安全マネジメント評価 実施状況(令和3年度・令和4年度)

	鉄道			自動車				海事			航空	合計
	鉄軌道	索道	合計	バス	タクシー	トラック	合計	旅客船	貨物船	合計		
令和3年度 評価実施 事業者数	16者	7者	23者	273者 <small>内訳 50両以上35者 50両未満238者</small>	3者	25者	301者	39者	16者	55者	8者	387者
令和4年度 評価実施 事業者数	35者	28者	63者	69者 <small>内訳 50両以上24者 50両未満45者</small>	5者	45者	119者	58者 <small>内訳 通常54者 小型旅客4者</small>	41者	99者	13者	294者
制度創設以降の 評価実施 事業者数 (延べ数) (平成18年度 ～令和4年度)	771 者	766 者	1,537者	4,004者	153 者	588 者	4,745者	4,296者	1,290者	5,586者	274者	12,142者

運輸安全マネジメントセミナー 実施状況(令和3年度・令和4年度)



(累計) 開催回数 計:601回 受講者数 計:35,255人 (令和4年度末時点実績)

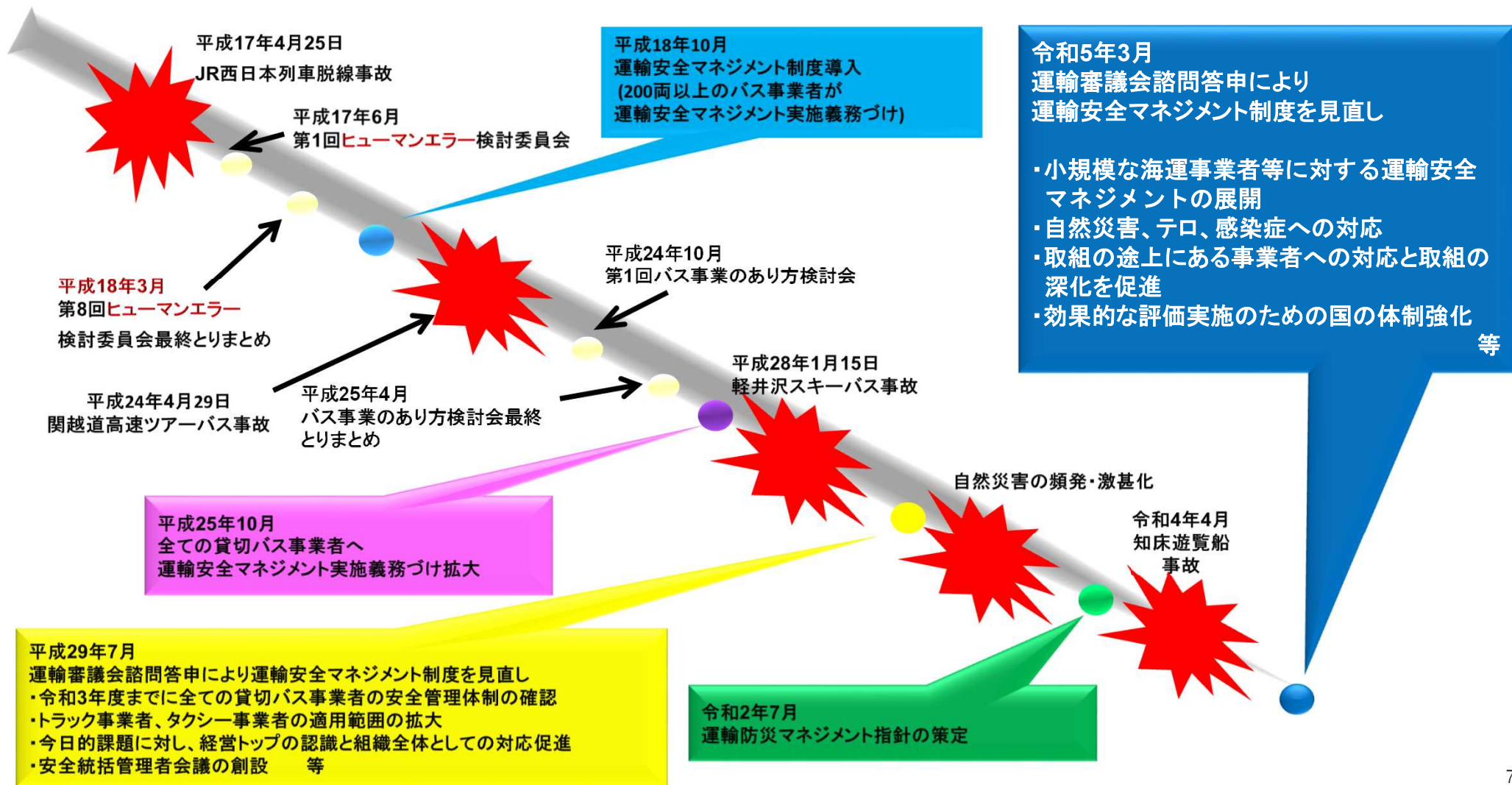
(令和3年度)

(令和4年度)

(累計)

	本省	地方 運輸局	合計		本省	地方 運輸局	合計		本省	地方 運輸局	合計
開催 回数	34回	10回	44回	開催 回数	25回	11回	36回	開催 回数	451回	150回	601回
受講者数	712 人	1,508人	2,220人	受講者数	1,152人	1,169 人	2,321人	受講者 数	6,470 人	28,785人	35,255人

2. 運輸安全マネジメント制度の導入及び見直しの経緯について



2. 運輸審議会答申(令和5年3月)を踏まえた取組

知床遊覧船事故

- 令和4年4月23日、北海道知床沖航行中の観光船「KAZU I」が沈没し、乗船者26名の内、20名発見・死亡確認、6名が行方不明(令和5年6月末時点)。
- 当該観光船を運営する(有)知床遊覧船は、4名で運営する小規模事業者であり、北海道運輸局の監査により、安全性が確保されているとは到底考えられない経営実態が判明。



(事業者ウェブサイトより)

運輸審議会答申内容(令和5年3月)

海事分野における措置

小型旅客船事業者の安全性向上のための重点的な措置

- 今後5年間で小型旅客船事業者(平水区域以外で定員13名以上の小型船を使用して人の輸送をする事業者)の安全管理体制を確認

全分野共通の措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- 事業環境や社会環境の変化(職員の高齢化、自然災害・テロ・感染症等の新たなリスク等)に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進
- 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項の拡充(マネジメントレビュー)
- 中小規模事業者への運輸安全マネジメント制度の浸透
- 安全統括管理者会議の地方展開、中小規模事業者の安全統括管理者への情報提供

運輸安全マネジメント制度の周知

- 運輸安全マネジメント制度について、運輸事業者自身による公表に加え、利用者、利害関係者等にも周知し、事業者の安全確保の取組を促進

2. 1 小型旅客船不定期航路事業者の安全性向上のための重点的な措置 ～今後5年間で小型旅客船事業者の安全管理体制を確認～

対応

- 令和9年度末までに、小型旅客船事業者※の安全管理体制の確認
- 対象事業者※数 236者(令和5年3月末時点)

※ 平水区域以外で定員13名以上の小型船を使用して人の輸送をする事業者

実施状況

- 確認完了事業者数 21者(令和5年9月末時点)

実施効果

【確認を受けた事業者の声】

- 安全に関する取組について、第三者の意見を聞くことができる良い機会でした。
- 自分たちの安全に関する取組を振り返ることができ、大変有益でした。

2.2 運輸事業者の取組の深化を促進する方策 ①

～事業環境や社会環境の変化に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進～

対応の方向性

- 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に、経営トップの責務として、**社員・職員の高齢化、自然災害、テロ、感染症等の新たなリスク等への対応を明文化**し、啓発に努める。
- 運輸安全マネジメント評価等を通じて実態確認を行い、必要に応じて助言等を実施する。

記載内容

※ガイドラインに明文化(令和5年6月改定)

(1) 経営トップの責務

1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築・改善するとともに、顕在化が進む人材不足に起因する社員・職員等の高齢化及び厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題並びに社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への備えと対応が重要であることを認識し、適切に運営する。

- ① 安全最優先の原則と関係法令等の遵守を事業者内部へ徹底する。
(略)
- ④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故、**自然災害、テロ、感染症等への備えと対応**を実施する。
(略)
- ⑥ マネジメントレビューを実施する。

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン
～輸送の安全性の更なる向上に向けて～

令和5年6月
国土交通省大臣官房
運輸安全監理官



(参考) 自然災害への対応

対応の方向性

自然災害が頻発化・激甚化する中で、事業者の自然災害への対応能力向上の確保は喫緊の課題となっており、令和2年7月に「運輸防災マネジメント指針」を策定したところである。今後、国土交通省において必要な体制を整備しつつ、**自然災害への対応について運輸安全マネジメント評価において重点的に確認**する。

実施状況

- 大雨による新幹線やバスの水没、鉄道障害に伴う滞留者の発生等、多数の自然災害が発生していることを踏まえ、令和2年7月に**「運輸防災マネジメント指針」を作成・公表**
- 令和3年2月には、**「運輸防災マネジメント指針」**を詳細に分かりやすく解説することで、更なる理解を促し、運輸事業者における運輸防災マネジメントの構築の一助となることを目的とした**「運輸防災マネジメント指針の解説」を作成・公表**
- 運輸安全マネジメント評価の際には、同指針に従い、**運輸事業者の自然災害への対応に関する取組状況を聴取し、改善に向けた評価を実施**



年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末までの件数)
評価件数※ (A)	69	75	22
自然災害への対応 評価報告書 総評記載件数(B)	53	62	16
うち、評価報告書 総評記載のべ数	評価	25	8
	助言	31	7
	期待	26	6
A/B (%)	76.8	82.7	72.7

※本省が実施した通常評価件数
(地方局との合同評価を含む)

- 運輸防災マネジメントセミナーを実施し、防災意識の啓発や取組を促進

(累計) 開催回数 計:40回
 受講者数 計:2,766人
 (令和4年度末時点実績)

	本省		地方		合計	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
令和3年度	4	608	18	805	22	1,413
令和4年度	3	731	15	622	18	1,353

2.3 運輸事業者の取組の深化を促進する方策 ②

～運輸安全マネジメント評価における重点確認事項の拡充(マネジメントレビュー)～

対応の方向性

「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」の重点確認事項を拡充し、運輸安全マネジメント評価等を通じて実態確認を行い、必要に応じて助言等を実施することとし、「マネジメントレビュー」を重点確認事項に加え、事業者の取組を促進する。

実施状況

- 運輸安全マネジメント評価の際に、「マネジメントレビュー」を重点的に確認
- 運輸安全マネジメント評価において、「マネジメントレビュー」について評価、助言、期待とした件数は次のとおり

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末までの件数)
評価件数※ (A)	69	75	22
マネジメントレビュー評価報告書 総評記載件数(B)	28	34	14
うち、評価報告書 総評記載のべ数	評価	7	6
	助言	16	17
	期待	9	19
A/B (%)	40.6	45.3	63.6

※本省が実施した通常評価件数(地方局との合同評価を含む)

評価を受けた運輸事業者の声

- 経営トップがマネジメントレビューについて、積極的な関与は、会社の課題と感じていました。また、そのことが会社全体の安全意識向上につながると考えています。
- マネジメントレビューについて、分析、総括、次年度安全計画立案、運輸安全マネジメントへの反映までのプロセスに課題を認識しました。

2.4 運輸事業者の取組の深化を促進する方策 ③

～中小規模事業者への運輸安全マネジメント制度の浸透～

対応の方向性

中小規模事業者に対して、「**第三者認定機関***」による評価や認定セミナーの活用を引き続き促進するほか、**オンラインを活用した普及啓発**にも取り組むなど、**中小規模事業者への運輸安全マネジメントのさらなる浸透を図る。**

実施状況 (再掲)

【第三者認定機関】 運輸安全マネジメント評価

(累計)
評価実施事業者数 計:357回
(延べ数/令和4年度末時点実績)

民間機関等の活力とノウハウを活用して**中小自動車運送事業者**に対する運輸安全マネジメント制度の効率的な浸透・定着を図るため、第三者認定機関等が実施するマネジメント評価を認定する仕組みを平成21年10月に構築



第三者
認定機関一覧

【第三者認定機関】 運輸安全マネジメント認定セミナー

(累計)
開催回数 計: 3,254 回
受講者数 計:80,821 人
(令和4年度末時点実績)

民間機関等の活力とノウハウを活用して**中小自動車運送事業者**に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るため、民間機関等が実施するセミナーを認定する仕組み(認定セミナー制度)を平成25年7月に構築



認定セミナー
の詳細

【セミナーの種類】

- ガイドライン
- 内部監査(基礎)
- 内部監査(上級)
- 防災マネジメント
- リスク管理(基礎)
- リスク管理(上級)
- リスク感受性向上

令和5年度から開始



2.5 運輸事業者の取組の深化を促進する方策 ④ ～安全統括管理者会議の地方展開～

対応の方向性

安統管フォーラム(安全統括管理者会議)を本省及び地方の双方で開催

実施状況

【令和4年度】

本省

開催日: 令和4年11月22日(火)
 場 所: 霞ヶ関合同庁舎3号館 10階共用会議室
 出席者数: 42名(随行者を含む)
 グループディスカッション
 テーマ① 人材育成・技術継承における課題と対応
 テーマ② 安全意識の浸透・実践できる環境づくり
 テーマ③ 安全確保のために経営として考える自然災害への備え

地方

開催日: 令和4年6月3日(金)
 場 所: 福岡合同庁舎 新館 10階 九州運輸局 中会議室
 出席者数: 25名(随行者を含む)
 グループディスカッション
 テーマ① 安全確保のために経営として考える自然災害への備え
 テーマ② 運輸事業者のための感染症対策
 テーマ③ 人材不足に起因する安全への課題と対策
 テーマ④ 安全意識の浸透・実践できる環境づくり

参加した安全統括管理者の声

- 運輸関係の色々なモードが交流した意見交換が出来て、大いに勉強になった。
- 他社の取組の中で特に他のモードでの施策が参考になった。
- 安全に関する課題は各モード同じで、様々な取組を行っていることを新たな気づきとなった。





2.6 運輸事業者の取組の深化を促進する方策 ⑤

～中小規模事業者の安全統括管理者への情報提供～

対応の方向性

運輸事業の安全に関するシンポジウムを開催

実施状況

令和4年度

テーマ: 運輸安全における今日的課題
(防災・テロ・小規模事業者等)

開催日: 令和4年10月17日(月)

場所: 有楽町よみうりホール(対面+オンライン)

プログラム:

1. 運輸安全マネジメント優良事業者等表彰
2. 運輸事業の安全に関するシンポジウム

- ・行政からの報告
- ・取組事例紹介

- ① 小田急電鉄株式会社
- ② セントラル警備保障株式会社
- ③ 東尋坊観光遊覧船株式会社



令和5年度

テーマ: 運輸安全における中小規模事業者の取組事例
(人材不足への対応、IT化や先進技術の活用)

開催日: 令和5年11月1日(水)

開催方式: オンライン

プログラム:

1. 運輸安全マネジメント優良事業者等表彰
2. 運輸事業の安全に関するシンポジウム

- ・行政からの報告
- ・取組事例紹介

- ① 人材不足への対応と安全対策の両立
(株式会社アズーロジャパン)
- ② IT化や先進技術の活用
(一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会)

参加者の声

- 他事業での安全対策等、参考になった。
- 具体的な内容で、自職場の課題と共通するものがあり、有効であった。
- 今日的な課題への対応及び大企業に偏ることなく中小企業の取組を紹介することで、中小企業や零細企業にも参考になる部分が多かった。

2.7 運輸安全マネジメント制度の周知

～運輸安全マネジメント制度について、利用者、利害関係者等にも周知～

対応の方向性

- (1) 毎年度実施したものを全体概要としてとりまとめ、運輸審議会に定期的に報告
 - ・評価を実施した旨をホームページ等で公表
- (2) 運輸安全マネジメント制度について、運輸事業者に加え、利用者、利害関係者等にも周知し、事業者の安全確保の取組を促進

実施状況

- (1) ホームページにて公表
 - 毎月、運輸安全マネジメント評価実施実績を国土交通省ホームページ上で公表
- (2) リーフレットによる周知
 - 一般の方等の多くが利用する荷主事業者及び旅行会社に対して運輸事業者が運輸安全マネジメント制度に取り組んでいることを周知

(1) 実績の公表(国土交通省ホームページ)

業種	事業者	全社実況	評価
鉄道	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
	東武東上線	東武鉄道	8
バス	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
	東武東上線	東武鉄道	16
タクシー	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13
	東武東上線	東武鉄道	13



(2) 旅行会社に周知したリーフレット(国土交通省ホームページ)

国土交通省 から旅行会社の皆様へのお知らせ

バス事業者の取組み

運輸安全マネジメント制度

- 旅行者に安全安心な旅行を提供することは旅行会社の皆様にとって当然の取組みであり、そのためにはバスの安全運行は必要不可欠な要素です。
- 「運輸安全マネジメント」に積極的に取り組んでいるバス事業者は、事故のリスクが減少する等、安全性が中長期的に向上することが期待されます。
- 取引先のバス事業者が**運輸安全マネジメントをどのように取り組んでいるか、是非質問してみてください。**

【さらに詳しい情報は、こちら！】

運輸安全マネジメント制度とは？ <https://www.mtl.go.jp/umy/aren/yu010101.html>

運輸安全マネジメント制度の理解を深めるために(リーフレット) <https://www.mtl.go.jp/kommu/03100933.pdf>

運輸安全マネジメント制度に取り組むバス会社を利用すると、このような効果が期待されます！

- バス会社の事故減少に伴い、お客様、取引先様からの信頼・評判が向上！
- バス会社の事故減少に伴い、貴社における事故対応件数も減少！

バス会社の取組事例

- eラーニングシステムによる学習制度を構築し、乗務員が遵守すべき安全に関する知識の習得・安全運行に対する全社員の意識向上に努めています。
- 教材内容に対する乗務員側のコミュニケーションが増え、日頃は独りでハンドルを握っていることが多い乗務員が、「安全」について語り合う良い機会になっています。

国土交通省「運輸安全」では、運輸事業者の輸送の安全性の更なる向上に向け、運輸安全関係者で連携しています。

国土交通省 大臣官房 運輸安全政策課 TEL:03-5233-6797 2023.09

- 【周知先】
- ・荷主団体 約1,000団体
 - ・(一社)日本旅行業協会 1,113社
 - ・(一社)全国旅行業協会 5,326社



MILIT

ご静聴ありがとうございました。